

柏情審第2号  
平成28年4月14日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会  
会長 梅田 徹

不服申立てに対する答申について

平成27年11月25日付け柏健予第686号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、実施機関に対し、平成27年10月6日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

柏市保健所が有する不服申立人に関する全ての情報

- (2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報を特定した。

ア 精神保健福祉相談・訪問記録

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条から第26条までにおける申請及び通報について（柏保予第14号の24）

ウ 個人情報開示請求に伴う開示について（柏保予第87号）

エ 個人情報開示請求に伴う開示について（柏保予第88号）

オ 個人情報開示請求に伴う開示について期間延長通知について（柏保予第172号）

カ 個人情報開示請求に伴う開示について期間延長通知につい

て（柏保予第210号）

キ 個人情報開示請求に伴う開示について（柏保予第273号）

ク 個人情報開示請求に伴う開示について（柏保予第274号）

ケ 平成25年7月26日書留・簡易書郵便物等差出票兼受領証

コ 平成25年5月10日付け内容証明郵便

サ 平成25年8月16日付け内容証明郵便

シ 平成26年3月29日付け内容証明郵便

ス 平成26年3月25日付け内容証明郵便

(3) 実施機関は、上記（2）の保有個人情報のうちア（以下「本件保有個人情報ア」という。）及びイ（以下「本件保有個人情報イ」という。）については第三者に関する情報が含まれており、当該第三者が意見書を提出するための機会及び期間を設けるため、請求に対する決定を15日以内に行うことができないとして、開示するかどうかを決定する期間を平成27年11月19日まで延長した。

(4) 実施機関は、本件保有個人情報ア及び本件保有個人情報イ（以下「本件保有個人情報」という。）に条例第18条第3号本文及び第7号に該当する不開示情報が記載されていると判断し、不服申立人に対し、平成27年11月13日付けで保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）の通知をした。

不服申立人は、平成27年11月17日、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対し、不服の申立てをした。

### 3 不服申立ての趣旨及び理由

#### (1) 不服申立ての趣旨

本件処分を変更し、保有個人情報の全部を開示するとの決定を求める。

#### (2) 不服申立ての理由の要旨

不服申立人が不服申立書、意見書等で主張している不服申立ての理由の要旨は以下のとおりである。

ア 不服申立人は現在、過去に2度起きた医療保護入院を法律上の不法行為として裁判所に提起している。不服申立人は裁

判の原告として、法廷で立証行為をするための証拠及び資料が直ちに必要である。開示された文書はマスキング（塗りつぶし）が多く、そのため全体としては意味不明なものとなっているため、マスキング部分の全てを開示してもらいたい。

イ 実施機関は開示をしない理由として「開示をすることによって精神障害者への早期支援，治療介入の業務及びその遂行が損なわれるおそれがあるため」としているが，不服申立人は「精神病（統合失調症）にあらず」との平成27年10月20日付けの最新の医師の診断書があるため，不開示とする理由がない。

ウ マスキング（塗り潰し）という開示手法等は，公務上の法違反である。また，当該手法にて個人情報の開示をしなかったことは公務上の不作為である。

#### 4 実施機関の主張の要旨

##### (1) 条例第18条第3号本文の該当性について

条例第18条第3号本文は，開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては，原則として不開示とする旨を定めている。

本件保有個人情報アは，不服申立人についての精神保健福祉相談・訪問記録であり，本件保有個人情報イは，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づく申請及び通報についての文書であるが，これらには，不服申立人以外の者についての個人（医師並びに対応した市の職員及び警察職員を除く。）に関する情報（以下「本件第三者個人情報」という。）が含まれており，当該部分は不服申立人以外の特定個人を識別することができるもの（他の情報と照合

することにより，不服申立人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)に該当する。

よって，本件第三者個人情報 は 条例第 18 条第 3 号本文に該当する。

(2) 条例第 18 条第 3 号ただし書の非該当性について

ア 第 3 号ただし書アの非該当性について

本件保有個人情報に記載されている本件第三者個人情報は一般に外部に公表されている情報ではないため，同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として不服申立人が知ることができ，又は知ることが予定されている情報」であると認めることはできない。よって，同号ただし書アには該当しない。

イ 第 3 号ただし書イの非該当性について

不服申立人は不服申立書において，裁判での証拠資料として使用するために本件保有個人情報の開示が必要である旨を述べているが，当該理由は，同号ただし書イの「人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要」な場合にあたるとはいえない。よって，同号ただし書イには該当しない。

ウ 第 3 号ただし書ウの非該当性について

本件保有個人情報に記載されている本件第三者個人情報は，公務員等に係るものではないため，同号ただし書ウには該当しない。

エ 第 3 号ただし書エの非該当性について

本件保有個人情報に記載されている本件第三者個人情報は，同号ただし書エの「予算執行を伴うものに係る情報」に該当しない。よって，同号ただし書エには該当しない。

(3) 条例第 18 条第 7 号の該当性について

条例第 18 条第 7 号は，本市の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，開示することにより，当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては，原則として不開示とする旨を

定めている。

本件保有個人情報アには、「医師の所属病院，氏名及び連絡先並びに医師の判断，対応及び方針の記録」が含まれている。また，本件保有個人情報には，「対応した市の職員及び警察職員の氏（保健所職員の氏を除く。），観察，分析，判断，対応及び方針の記録」及び「開示請求者以外の第三者（医師並びに対応した市の職員及び警察職員を除く。）に係る相談及び対応内容」が含まれている。

これらの中には，精神保健福祉事業の対象者の状況・状態を正確に把握するために取得した情報があるが，適切な精神保健福祉事業の運営には，当該事業の対象者本人からの情報収集のみだけでなく，本人周辺の関係者及び関係機関からの情報提供・収集と合わせ，総合的に検討した上での対応が不可欠である。関係者等から収集した情報が対象者本人に開示されるようになることになると，今後，同様のケースで関係者等の協力を得ることが困難になる。当該事業においては，本人周辺の関係者から本人の了解を得ることができずに相談を受けるケースもあり，本人周辺の関係者からの情報が開示されるようになることになると，今後本人周辺の関係者の相談が困難となり，市の信頼性も損なわれるため，適正な事業運営に支障が生じる。

また，当該情報には，実施機関における相談内容の分析や今後の対応方法等（以下「相談内容の分析等」という。）が記載されているが，当該事業においては，相談が長期化するなどして，その間に実施機関の担当職員に異動等があっても，過去の経緯等を踏まえた上で継続的かつ適切な相談等を実施する必要があることから，相談内容の分析等の記載については，専門的知見に基づき正確かつ詳細に記載することが求められる。このような性質の情報を開示することになると，今後，担当職員が相談対象者の意向等を考慮して，相談内容の分析等を正確かつ詳細に記録することに消極的になることが考えられる。その結果記載内容が形骸化することにより，相談内容について公正な判断が行えなくなるなど，相談事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、これらの情報は、条例第18条第7号に該当する。

なお、不服申立人は、不服申立書において自身が精神病（統合失調症）ではない旨を主張しているが、本件処分において当該部分を不開示にした理由は、不服申立人本人に係る特定の事案についてのみを考慮したのではなく、今後の精神保健福祉事業全般の運営に支障が生じるおそれを考慮した結果であるため、条例第18条第7号により不開示とした。

## 5 当審議会の判断

### (1) 本件保有個人情報について

#### ア 本件保有個人情報の概要

##### (ア) 本件保有個人情報ア

本件保有個人情報アは、精神保健福祉法第47条に基づき実施している精神保健福祉相談について実施機関の職員が作成したものである。本件保有個人情報アには、不服申立人本人及びその関係者からの相談内容、実施機関職員の対応及び観察等が記録されている。

##### (イ) 本件保有個人情報イ

本件保有個人情報イは、実施機関が千葉県柏警察署（以下「柏警察署」という。）から不服申立人に関する精神保健福祉法第24条（現行第23条。以下同じ。）に基づく通報を受けた際に作成したものである。当該情報には、不服申立人が柏警察署署員に発見されたときの状況及び実施機関職員が柏警察署より当該通報を受けた際の状況等が記録されている。

#### イ 実施機関による処分

実施機関は、本件保有個人情報の一部を条例第18条第3号本文及び第7号に該当するとして不開示とした。

### (2) 条例第18条第3号本文の該当性について

ア 条例第18条第3号本文は、開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、原則として不開示とする旨を定めている。

イ 本件保有個人情報のうち、本件第三者個人情報には、不服申立人以外の者の個人の氏名、相談内容、対応等の情報が記載されている。

ウ 本件第三者個人情報は、不服申立人以外の特定個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、不服申立人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であり、条例第18条第3号に該当する。

(3) 条例第18条第3号ただし書の該当性について

ア 条例第18条は、同条第3号ただし書に掲げる「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」及び「エ 当該個人が公務員等以外の者である場合において、当該情報が実施機関の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等以外の者の職(これに類するものを含む。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(開示することにより、当該公務員等以外の者の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)」のいずれかが記録されている情報は、同号本文に掲げる不開示情報が記録されている場合であっても、これを開

示しなければならない旨を規定している。

イ 同号ただし書アに該当する情報は、法令等の規定により公にされている情報や、慣行として公にされている情報をいう。これらの情報は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合によっては個人の権利利益を害するおそれがあるとしても、受忍すべき限度内にとどまると考えられるので、これを開示することとしたものである。

また、本人が提出した書類の中に親族等の第三者に関する情報が含まれていた場合、本人はこれらの第三者の情報を当然知り得ているものであるから、同号ただし書に該当するものである。

そこで、実施機関が不開示とした本件第三者個人情報について見てみると、一般に外部に公表されている情報ではない。

さらに、本件第三者個人情報は不服申立人以外の第三者からの相談等に関する情報であるため、当該内容を当然知り得ているものではない。

よって、本件第三者個人情報は、条例第18条第3号ただし書アには該当しない。

ウ 同号ただし書イに該当するものは、不開示とすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益と、開示することによる利益とを比較衡量して、開示請求者以外の個人情報を開示してもそれを上回る利益、すなわち開示請求者を含む人の生命、健康等を保護することの利益がある場合に、開示請求者以外の個人情報を開示することが認められる情報である。

不服申立人は不服申立書において、本件保有個人情報を裁判での証拠資料として使用する旨を述べているが、当該理由が同号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要」な場合に当たるとは認められない。

よって、本件第三者個人情報は、条例第18条第3号ただし書イには該当しない。

エ 実施機関が不開示とした本件第三者個人情報には公務員に



関する情報は含まれていないため、第18条第3号ただし書ウには該当しない。

オ 同号ただし書エでいう「予算執行を伴うものに係る情報」とは、報償費による贈答品、交際費による祝金、各種補助金、貸付金等の交付の相手方に関する情報などについて規定しているものであり、実施機関が開示とした本件第三者個人情報情報はこれらに該当しない。

よって、本件第三者個人情報は、条例第18条第3号ただし書エには該当しない。

(4) 条例第18条第7号の該当性について

条例第18条第7号は、本市の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、原則として不開示とする旨を定めている。

そこで、以下の情報の区分ごとに条例第18条第7号の該当性を検討する。

ア 医師に関する情報について

本件保有個人情報アのうち、実施機関が条例第18条第7号により不開示とした部分には、医師の所属病院、氏名及び連絡先並びに医師の判断、対応及び方針の記録に関する情報（以下「医師に関する情報」という。）が記載されており、不服申立人を診察した医師からの相談を受けた際に実施機関が作成したものである。

精神保健福祉事業の適切な運営には、当該事業の対象者からの情報収集のみだけでなく、本人周辺の関係者及び関係機関からの情報提供・収集と合わせ、総合的に検討した上での対応が不可欠である。また、当該事業においては、対象者本人の了解を得ることなしに本人周辺の関係者から相談を受けるケースも多く、その場合、相談者は相談内容が当該相談事業対象者本人に伝わることを想定していないのが一般的と思われる。

また、これら相談に関する情報は、例え相談対象者以外の第三者を識別できる氏名等の情報を除いたとしても、その相談内容から当該第三者が特定される可能性がある。

よって、医師に関する情報が相談対象者に開示されることになることになると、今後医師は相談がしにくくなり、また、実施機関への信頼性が低下し、適正な事業運営に支障が生じるおそれがあると認められる。

#### イ 対応した市の職員及び警察職員の氏等について

本件保有個人情報のうち、実施機関が条例第18条第7号により不開示とした部分には、対応した市の職員及び警察職員の氏（市保健所職員の氏を除く。）、観察、分析、判断、対応及び方針の記録に関する情報が含まれている。

当該情報は、「相談内容の分析等」、「警察職員による観察等」、「警察職員の氏」の3つに区分することができる。

そこで、それぞれについて、条例第18条第7号の該当性について検討する。

#### (ア) 相談内容の分析等について

精神保健福祉事業においては、相談が長期化するなどして、その間に実施機関の担当職員に異動があっても、過去の経緯を踏まえた上で継続的かつ適切な相談等を実施する必要があることから、相談内容の分析等の記載については、専門的知見に基づき正確かつ詳細に記載することが求められる。

このような性質の情報を開示することとなると、今後、担当職員が相談対象者の意向等を考慮して、相談内容の分析等を詳細に記録することに消極的になることが考えられる。その結果記載内容が形骸化することにより、相談内容について適切な判断が行えなくなるなど、相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、相談内容の分析等（対応した保健所を除く市の機関の職員の氏を含む。）には、本人周辺の関係者及び関係機関（市の機関を含む。）との連絡調整の対応等についても記されている。これらの対応等は、上記アで検討した本人周

辺の関係者及び関係機関（市の機関を含む。）からの相談に関わるものであることを考慮すると、相談内容の分析等（対応した保健所を除く市の機関の職員の氏を含む。）についても、開示されることにより、適正な事業運営に支障が生じるものであると認められる。

(イ) 警察職員による観察等について

警察職員による観察等は、柏警察署の職員が、精神保健福祉法第24条に基づく通報の際に作成したものであり、通報した理由等が記載されている。

柏警察署においても、精神保健福祉事業について、実施機関同様に詳細な記録を残すことが業務上重要であると考えられるため、上記（ア）で検討したとおり、開示されることにより、適正な事業運営に支障が生じるものであると認められる。

(ウ) 警察職員の氏について

警察職員の氏は、実施機関が柏警察署から不服申立人に関する精神保健福祉法第24条に基づく通報を受けた際やその他連絡調整を行った際に、警察職員の氏を記録したものである。

実施機関によると当該警察職員は警部補以下の階級であり、また、千葉県情報公開条例第8条第2号ただし書及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則では、「警部補以下の階級にある警察官」については、その氏名を開示しないことが定められている。

当該警察職員が所属している千葉県の条例及び規則で不開示となっている情報であることから、実施機関が開示することは、精神保健事業における、今後の協力関係に影響を及ぼすおそれがあり、適正な事業運営に支障が生じると認められる。

ウ 第三者に係る相談等について

本件保有個人情報アのうち、実施機関が条例第18条第7号により不開示とした部分には、不服申立人以外の第三者（医師並びに対応した市の職員及び警察職員を除く。）に係る相談

及び対応内容に関する情報が記載されている。当該情報は、不服申立人以外の第三者（医師並びに対応した市の職員及び警察職員を除く。）からの相談を受けた際に実施機関が作成したものであり、情報の性質は上記アと全く同様のものである。

よって、アにおいて検討したとおり、これらの情報も開示されるようになると、適正な事業運営に支障が生じると認められる。

(5) 不服申立人の主張 3（2）イについて

なお、不服申立人は、3（2）イにおいて、実施機関は開示をしない理由として「開示をすることによって精神障害者への早期支援、治療介入の業務及びその遂行が損なわれるおそれがあるため」としているが、不服申立人は「精神病（統合失調症）にあらず」との最新の診断があるため、当該理由は、不開示とする理由に当たらない旨の主張をしている。

しかし、これまで検討してきたとおり、不開示とした理由は、今回の不服申立人の個別のケースのみを考慮したのではなく、今後の精神保健福祉相談業務の適正な運営に支障が生じるおそれを考慮したものであり、不服申立人の主張は認められない。

(6) 不服申立人の主張 3（2）ウについて

また、不服申立人は、3（2）ウにおいて、実施機関が行ったマスキング（塗り潰し）という開示手法等が公務上の法違反であり、また、当該手法にて個人情報の開示をしなかったことは公務上の不作為である旨を主張しているが、実施機関は条例第19条第1項の規定に従って部分開示を行ったものであり、不服申立人の主張は認められない。

(7) 結論

以上、検討したとおり、1当審議会の結論のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

## 別表

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 1 1 月 2 5 日	諮問書
1 2 月 9 日	実施機関から理由説明書收受
1 2 月 1 8 日	第 1 回 審 議 会 (事務局による概要説明)
平成 28 年 1 月 2 7 日	第 2 回 審 議 会 (実施機関からの説明聴取)
3 月 2 9 日	第 3 回 審 議 会 (審議)
4 月 1 4 日	答申